

住宅・建築関係事業者支援中央協議会規約

平成20年3月31日設立

(名称)

第1条 本会は、住宅・建築関係事業者支援中央協議会(以下「中央協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 中央協議会は、関係業界の全国団体と技術面の支援を行う一般社団法人等が連携し、住宅・建築関係事業者の技術力等の向上を支援することを目的とする。

(構成)

第3条 中央協議会は、別添1に掲げる会員により構成する。

2 中央協議会には、別添2に掲げる会員により構成される幹事会をおく。

3 第1項の会員のほか、前条に掲げる目的の達成に必要な会員を加えることができる。

(中央協議会の業務)

第4条 中央協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 住宅・建築関係事業者の技術力等の向上を支援するための講習会及び広報普及活動(以下、「講習会等」という。)の取組に関する企画、調整及び進行管理
- 二 各都道府県における講習会等の実施に関する調整及び情報提供
- 三 講習会等に関する会員間の調整及び情報提供
- 四 その他必要な事業

(幹事会の業務)

第5条 幹事会は、前条に掲げる業務に関する企画立案等を行う。

(事務局)

第6条 中央協議会の事務を処理するため、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会に事務局を置く。

附則

この規約は、平成20年3月31日から施行する。

附則

この規約は、平成22年6月17日から施行する。

別添1

一般社団法人 木を活かす建築推進協議会
財団法人 建築環境・省エネルギー機構
社団法人 建築業協会
財団法人 建築行政情報センター
財団法人 住宅生産振興財団
社団法人 住宅生産団体連合会
一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会
財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
社団法人 新都市ハウジング協会
一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会
社団法人 全国建設業協会
全国建設労働組合総連合
社団法人 全国住宅建設産業協会連合会
社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
社団法人 全国中小建設業協会
社団法人 全国中小建築工事業団体連合会
社団法人 全日本不動産協会
社団法人 日本建築家協会
社団法人 日本建設業経営協会
日本建築行政会議
社団法人 日本建築士会連合会
社団法人 日本建築士事務所協会連合会
財団法人 日本建築防災協会
一般社団法人 日本サステナブル建築協会
社団法人 日本住宅協会
社団法人 日本住宅建設産業協会
財団法人 日本住宅・木材技術センター
社団法人 日本ツーバイフォー建築協会
社団法人 日本木造住宅産業協会
社団法人 不動産協会
社団法人 不動産流通経営協会
社団法人 プレハブ建築協会
財団法人 ベターリビング
輸入住宅産業協議会
社団法人 リビングアメニティ協会

(平成22年6月17日現在)

別添2

- 一般社団法人 木を活かす建築推進協議会
- 一般社団法人 日本サステナブル建築協会
- 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
- 一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会
- 一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会

(平成22年6月17日現在)